学校教育自己診断生徒コメント及び保護者コメント部分公開決定審査請求事案（番号47）

|  |  |
| --- | --- |
| 　審査会の結論 | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和２年４月26日 |
| 請求内容 | 府立○○高校における「2019年　学校教育自己診断　生徒コメント」「2018年　学校教育自己診断　保護者コメント」「2018年　学校教育自己診断　生徒コメント」「2017年　学校教育自己診断　保護者コメント」「2017年　学校教育自己診断　生徒コメント」「2016年　学校教育自己診断　保護者コメント」「2016年　学校教育自己診断　生徒コメント」 |
| 実施機関の決　定 | 令和２年５月15日付け教高第1452号による部分公開決定。【公開請求の対象となる行政文書の名称】府立○○高校における「2019年　学校教育自己診断　生徒コメント」「2018年　学校教育自己診断　保護者コメント」「2018年　学校教育自己診断　生徒コメント」「2017年　学校教育自己診断　保護者コメント」「2017年　学校教育自己診断　生徒コメント」「2016年　学校教育自己診断　保護者コメント」「2016年　学校教育自己診断　生徒コメント」【公開しないことと決定した部分】生徒コメント・保護者コメント【公開しない理由】　条例第８条第１項第２号に該当する。　公にしないことを条件として任意に個人等から提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、内容等に照らして正当であり、かつ、当該個人又は法人等の承諾なく公にすることにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められる。 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和２年５月24日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 公開しない理由について、「公にしないことを条件として」とあるが、当該高校の学校教育自己診断において、「この欄にご記入いただいたことは公表しないものとします」との指示が書かれているのは2019年のみであり、従前は別添（省略）のとおり、その旨は記載されていないので、当該理由は虚偽に当たるので、すべて公開すること。 |
| 弁明書 | １　学校教育自己診断について学校教育自己診断とは、学校教育活動が児童・生徒の実態や保護者・地域住民の |
| 弁明書 | 学校教育に対するニーズ等に対応しているかどうかについて、学校自らが診断票（診断基準）に基づいて学校教育計画の達成度を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにするものである。また大阪府教育委員会が学校に通知している留意事項には、学校教育自己診断の結果及び分析・考察については、学校webページで公表し、保護者等に広く情報提供することと記載されている。２　審査請求人が求める情報について　　学校教育自己診断の目的を鑑みると、個人情報を除いたコメントは基本公開すべきであると考えているが、今回の○○高校においては、2017年・2018年・2019年の学校教育自己診断の生徒用及び保護者用の回答用紙の自由記述欄には「学校教育をよりよいものにするための意見や気付いた点があれば、書いてください。（この欄に記入した内容は公表しないものとします）」との付言がある。　 また2016年の学校教育自己診断の回答用紙は破棄しているが、同自己診断は2016年当時も現行と同様の制度であり、回答用紙の付言内容を変更する契機等はなく、○○高校も同一の見解であったため、非公開決定とした。 |
| 反論書 | 　「弁明の理由２」について、○○高校では2019年度から学校教育自己診断のマークシート読み取りソフトを従前のものから変更している事実が確認されており、2017年度・2018年度の学校教育自己診断の生徒及び保護者の自由記述欄は2019年度のものと明らかに様式が異なっている。2017年度・2018年度の学校教育自己診断の生徒及び保護者の自由記述欄には、「この欄に記入した内容は公表しないものとします」との文言は一切存在していない。従って、本件弁明は明白な虚偽である。　本件弁明に、2016年度の回答用紙に言及した上で、「回答用紙の付言内容を変更する契機等はなく」とあるが、2019年度からマークシート読み取りソフトを変更している事実に鑑みれば、これも弁明に値しない。　よって、組織ぐるみで公文書の存在を秘匿あるいは改竄する著しく悪質な事例であり、明らかに不当である。 |
| 判　断 | １　府立○○高校において、2017年度から2019年度に実施された学校教育自己診断の生徒及び保護者用の回答用紙の自由記述欄に、公にしないことを条件とすることが明示されていたところ、この場合は、番号23の判断で示したとおり、生徒又は保護者コメントを非公開とすることは、条例第８条第１項第２号により認められる。　　以上のことから、「2019年　学校教育自己診断　生徒コメント」、「2018年　学校教育自己診断　保護者コメント」、「2018年　学校教育自己診断　生徒コメント」、「2017年　学校教育自己診断　保護者コメント」、「2017年　学校教育自己診断　生徒コメント」に関する本件決定は、妥当である。もっとも、2016年度に実施された学校教育自己診断の生徒及び保護者用の回答用紙の自由記述欄に、公にしないことを条件とすることを明示していたか否かは、当審査会において、確定することはできなかった。以上のことから、条例第８条第１項第２号に該当せず、同号を理由に非公開とし |
| 判　断 | 　たことは、妥当であるとはいえない。２　そこで、後記（３）のとおり、学校教育自己診断の目的等から、2016年度の自由記述欄に記載された生徒及び保護者コメントについて、条例第８条第１項第４号に該当しないか検討する。（１）同号は、・府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査 、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって（以下「要件１」という。）、・公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの（以下「要件２」という。）については当該行政文書を公開しないことができると定めている。（２）学校教育自己診断は、府の機関が行う事務であり、要件１に該当する。（３）学校教育自己診断は、学校教育計画の達成度を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにすることを目的として行われるものである。生徒及び保護者等の忌憚のないコメントによって、学校は、真に学校教育計画の達成できているか否かを点検することができるのであり、また、学校教育をよりよくするための改善点を把握するきっかけとなるものである。この点、生徒及び保護者コメントには種々のものが存在し、そのコメントの内容には、例えば、学校設備に関するもののように、一見すると、事務に支障を及ぼすとは言い難いものも存在するところである。しかし、当審査会は、以下の理由から、公にしないことを条件として明示されていないとしても、全てのコメントについて、公にすることは相当ではないものと考える。すなわち、学校教育自己診断は、生徒及び保護者等の忌憚のないコメントを得るために、2017年以降は、公にしないことを条件として明示しているところである。当該条件を明示していない年度の生徒及び保護者コメントを公開すると、生徒及び保護者コメントが公開されたという結果のみが府立○○高等学校の関係者の間に知れ渡ることとなり、将来において、生徒及び保護者に対し、明示された当該条件を信用し、忌憚のないコメントを記載することを躊躇させる可能性がある。また、生徒及び保護者コメントについて情報公開請求がされた場合、実施機関は、コメントの内容を踏まえて、公開あるいは非公開の判断をすることになるが、この判断基準は、生徒及び保護者に対して明示されていないため、自由記述欄にコメントを記載した生徒及び保護者が、後に、情報公開請求により、一部の情報が公開されたことを知れば、どのような基準でもって、公開あるいは非公開が判断されたのか、自身のコメントが公開されたか否かを知る余地がなく、学校に対して、不信感を抱くことになる。さらに、生徒及び保護者は、学校が、組織内において、「学校教育をよりよいものにするため」に用いられるとの信頼のもとにコメントを述べているのであって、学校に対して述べたコメントが公開されることを想定しておらず、全てのコメントについて、公開されることにより、当該信頼を損なうことになる。これを公にすれば、上記の事態を招くこととなり、今後、生徒及び保護者の忌憚のない回答を得られなくなり、ひいては、学校教育改善の方策を明らかにすることができなくなるおそれがあるといえるので、要件２に該当する。以上のことから、条例第８条第１項第４号に該当する。３　本件決定は妥当であるが、附記された理由には内容において誤りがあるも、当該誤りは、本件決定の妥当性に影響するものではない。よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | ・令和２年４月26日　　　同日付け公開請求・同年５月15日　　　　 部分公開決定・同月24日　　　　　　　審査請求・同年12月９日 　 　　　弁明書・令和３年１月３日　　　 反論書・同年２月19日 　 　　　諮問 |